

Title	王への視線：十世紀以降即位儀における見物について
Sub Title	Seeing the ceremony of accession to the throne of the emperor of Japan after the Tenth century
Author	藤森, 健太郎(Fujimori, Kentaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2005
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.4 (2005. 4) ,p.19(341)- 48(370)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050400-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050400-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 王への視線

——十世紀以降即位儀における見物について——

藤 森 健太郎

はじめに

筆者は、前稿「『天皇即位儀』の転生——中世に生きる古代儀礼<sup>(1)</sup>」で、十世紀以降の即位儀のうち、王権を囲む秩序の顕現としての大極殿上をテーマに、いわば王権を囲む空間を論じた。その結果、非常に簡単に言えば、十世紀以降の国家システムを担った者たちは、ほとんどが天皇とともに内裏から会場について来る側に移ってしまっていたことが明確になった。反面、北面して天皇に正対する行為は、親王・太政大臣以下無位までが並び行う行為から、公卿数人とごく少数の五位以上・六位以下、および叙人の所作になったのである。かくして十世紀以降の即位儀は、古代の儀礼が矮小化して細々と生き残ったものに見える。しかし実はそうではなかったと筆者は

考える。それは、「天皇即位儀」元来の有役者だけを見た場合の印象で、前稿で述べた大極殿上の人々の地位、その階層の広さ、人数などを考慮すれば、それだけでも即位儀は、その意味を変質させたとはいえ相変わらず盛儀と言える。しかもこれに、会場周辺で見物をする人々が加わるのである。この「見物」の問題を主たる手がかりにして十世紀以降の即位儀を論じるのが本稿の目的である。

そもそも、「見物」は当時の史料に現れる言葉であると同時に現代語にも生きていて、しかもそれぞれ、必ずしも一定の語義で現れるとは限らない。大方受け入れられる定義としては、以下のように言えるだろう。すなわち、見物とは、ある儀礼において義務的な所作や発話を課されることなく、その儀礼を見ることである。こうし

た定義をした場合には見物は遊興的な行為に限らず、現代語で言えば見学やあるいは監視・監察のようなものも含むことができるし、史料上の「見物」はそうした意義を含む。これに対になるものは、これはむしろ現代語になるが「参加」であろう。儀礼への参加とは、ある儀礼において、義務的な所作や発話を課されて(有役)、その儀礼の場にいることであると言えらるう。単に立っているだけの場合でも、その位置に立っていることが義務であれば、「参列」という言葉もあり、参加といえるだろう。有役者に奉仕する者も、義務的な儀礼の所作はなるとも、奉仕の実務は義務であるとすれば、広義の、あるいは二次的な参加者といえる。

しかし、実際の儀礼の場では、こうした定義で完全に割り切れる者の方が少ない。たとえば、「見物」がある程度慣例になってくると、その作法が生まれてくる。「見物」が儀礼化するのである。すると、見物の作法を半ば義務的に遵守する見物儀礼の参加者とも言うべき存在も出てくる。さらに、野田有紀子氏が最近の「行列空間における見物」で指摘するごとく、慣例となった見物をも含めた情景を見物するというように、何重にも見る・見られる関係が生まれてくるのは避けがたい。また、

明確に役を持つ参加者も、儀礼を見ている以上は、むしろ見物といった方がいい状態になることもある(たとえば後述する讚岐典侍<sup>(3)</sup>)。一次的・二次的参加者は時と場に応じて「見物」を行うのである。

そこでむしろ以下では、見物人が参加者かという行為主体の排他的な分類は無理にせず、史料上言われる「見物」を尊重しながら臨機応変に叙述していき、「おわりに」で、儀礼の場に現れる人々についてある程度の整理と図式化を試みたい。

### 一 公卿の見物

大極殿上からの見物は、すでに拙著<sup>(4)</sup>でも、特に後一条天皇即位時の例を引いて、道長と公卿たちの見物について紹介したところである<sup>(5)</sup>。また、前稿では、公卿の「候御後」と密接なものとして、花山天皇即位時にすでに兼家等の見物があり、三条天皇即位時には、道長は小安殿での天皇の装束に奉仕し、その後その座はやはり北廂東幔内にあつて、ここを拠点とした見物があったのではないかと推測した。

それゆえ、拙著・前稿と重なるところもあるが、まず典型例として後一条天皇即位儀での公卿見物の経過を簡

単に確認しておく、

① 摂政道長の休幕（昭慶門東廊）に公卿が招かれ、食事。

② 摂政、小安殿に向かう。

③ この間、小安殿に行かなかった公卿らは、大極殿の堂上や地下を見る。

④ 摂政が実資を小安殿に招き、新帝の装束を見せる。

（天皇出御）

⑤ 公卿ら、東廊で見物。

⑥ 『小右記』は「今日公卿<sub>二</sub>候東幔内<sub>一</sub>（摂政候所、羞<sub>二</sub>湯漬・署預（薯預）粥・菓子<sub>一</sub>）見物、」と総括。

ということになる。相当に旺盛な見物だと言えよう。道長自身も、天皇出御後は、諸事を催行しつつ、見物をし、公卿らと共に東廊にも出たと思われる。そしてこうした移動しながらの見物は、三条天皇即位儀でも徴証がある。

というのは、三条天皇即位儀の即位儀前後の『権記』の記事である。『権記』の寛弘八年（一〇一一）十月十六日条には、拙著でも紹介したように、「群庶」の見物の重みで龍尾壇の欄干が崩壊した騒ぎの中でも立派に宣命使を努めた藤原行成自身の活躍が述べられている。今回注目したいのはその二日後、十八日に、行成が礼冠等

を道長に返却しに行つた際の記事である。

丞相命云、一日宣命之間、進退行歩甚得<sub>レ</sub>宜、春宮大夫手足容止如<sub>二</sub>白馬陣<sub>一</sub>、甚乖<sub>レ</sub>宜、

この際の行成の作法にはいろいろ議論があつたようで、『権記』十八日条に行成自身が諸議論を記すほか、『北山抄』にも記述がある。その『権記』十八日条の中にはまた別に、興味深い記述がある。

権大夫納言被<sub>レ</sub>示云、措<sub>レ</sub>笏事、得<sub>レ</sub>宜之由、有<sub>二</sub>左府命<sub>一</sub>云々、

これらの記述を見るに、どうも道長は、有役の公卿たちの動きに多大な興味を持ち、当日も実際にこれらを凝視していたとせねばなるまい。殿庭で行われる宣命使等の動きをここまで詳細に見るためには、たとえば小安殿や北廂の東幔内という奥まったところにおいては無理で、他の公卿たちと同時に移ったかどうかはともかくとして、共に大極殿の東壇ないし東廊にでも出てきていたはずである。要するに、後一条天皇即位儀と同じ経過だったのだと思われる。

こうした道長の、公卿らを率いての見物の先駆は、前稿でも触れた花山天皇即位儀における右大臣兼家、大納言為光、左大弁為輔、参議公季の「御所辺」の見物と考

えるのが穩当だろう。ただ、この時太政大臣頼忠は自らの休幕にあり、また兼家に相伴して見物の人数も比較的に少なく、道長期であれば小安殿に侍した「相親人」の範圍を出るものではない。さらにこの見物を評した実資の言葉「未<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>其由<sup>一</sup>」からしても、正当な作法としての合意も確立しておらず、過渡的と言<sup>6</sup>える。こうした先例をおそらくはふまえつつ、公卿を率いて派手に見物した道長の姿を考える上で参考になるのは、行列見物に関する野田有紀子氏の見解である。すなわち、氏によれば、一条朝前半までは、公卿・殿上人はさまざまに親しい人々と行列を見物していたが、一条朝後半以降、こうした状況に変化が訪れる。これ以後も道長が妻子や孫親王およびごく親しい公卿と小規模に見物する場合も少ないが、道長の見物所に公卿以下が参集して大人数で見物する記事が散見されるようになるという。氏はこれを、一条朝後半以降、道長の政治的権力が拡大した結果だと考えているが、権力表象を見ると、象徴的行為を自らのもとに統合しようという道長の主体的な意志に比重を置いて表現することも可能だろう。<sup>7</sup>

盛儀を見物しよう、知ろう、という公卿たちの意欲自体はこの後も減退しない。そもそも公卿たちは内弁や、

宣命を含む外弁などが回ってくるその母集団であり、その見物は真剣な見学であって、またその作法は互いの厳しい批判の目にさらされている。こうした状況に変化がない限り、彼らの「見物」自体は構造的になくならないのである。末松氏が紹介されたように、関白頼通は、後朱雀天皇即位儀において、高御座出御に伺候した後下壇し、大極殿の南東角で内弁教通の練歩を見物した（『富家語』第五十六話）。『中右記』保安四年（一一二三）二月十九日条（崇徳天皇即位儀）によれば記主宗忠は「於<sup>ニ</sup>大極殿東廊辺<sup>ニ</sup>窺<sup>ニ</sup>見万事<sup>一</sup>」した。『玉葉』治承四年（一一八〇）四月二十二日条（安徳天皇即位儀、紫宸殿挙行）では、右大臣兼実たち公卿数人は、紫宸殿東廂から内弁作法を見た。兼実は、これが不便だったといい、大極殿では南東の角で見るのだ、と述べている。この位置はかつての頼通の先例と一致する。見物自体も一部作法化しているのである。<sup>8</sup>

その後も、『岡屋関白記』貞永元年（一一三三）十二月五日条（四条天皇即位儀）には「此間内大臣以下上達部各於<sup>ニ</sup>正庁辺<sup>ニ</sup>見物<sup>一</sup>」とあり、『荒涼記』仁治三年（一一四二）三月十八日条（後嵯峨天皇即位儀）には、「前内大臣（定）、已下公卿濟々焉、於<sup>ニ</sup>高御座西方<sup>ニ</sup>見物、

前内府多行「懈怠事云々」とある。<sup>(9)</sup>同じ事象を『民経記(経光卿記)』は、「公卿等群「集正庁」「西角被「見物」」と表現している。『資季卿記』寛元四年(一二四六)三月十一日条(後深草天皇即位儀)は、太政官庁での公卿の即位儀見物を詳しく伝えている。これによれば、天皇が後房に入った後、公卿らは、あるいは扇を取り出して次第を見たりしていた。天皇が登壇する頃には、撰政藤原(一条)実経は例により高御座壇上で行事を催行していたが、このほかに、天皇の外祖父太政大臣藤原(西園寺)実氏が東方の母屋で見物し、それ以外の公卿は西方にいた。

だが一方で、道長の時代のような、撰関が中心となつて多くの公卿を相伴させるような雰囲気はむしろ目立たない。鳥羽天皇即位儀、嘉承二年(一一〇七)の『殿曆』には、皇后と新帝が出御まで待機している間のこととして、

此間余向「高御座」見「御装束」、彼此公卿相率可「見也」、而不「知」案内、「人々皆以分散」、仍余一人見「之」、という記述がある。また即位儀終了後のこととして、

余暫下「休幕」、即以「帰昇」、須「下」行幸了着「御小安殿」之後、相「率」公卿「向」休幕、「有」飲饌事、「長和」、応徳例

如此、而今度於幼帝尚幼帝也、暫不「可」退「御所」辺、「仍不」守「前規」、今日無「件」事、「但乍」立退下条、是密々儀也、とある。

道長期に遡る見物や休幕での饗の作法が先例として意識されている一方で、天皇の幼少などの偶然的要素もあるものの、趨勢としては、撰関が一斉にほとんどの公卿を率いて、殿上うちそろつての見物や飲食行為はむしろやや下火の観がある。<sup>(11)</sup>一つには、朝堂院内ではなく行き帰りの行幸を院が見物するのでそれに従う公卿が現れた<sup>(12)</sup>ということが一つの原因ではないかと思われるが、根本的には、公卿層の中における撰関の求心力の低下が背景にあると思う。

仁治三年(一二四二)三月十八日、後嵯峨天皇即位儀を記す「口筆」(三条家本「御即位部部類」所収、この時の撰政実経の記<sup>(13)</sup>)も、「即向「正庁御装束」、先例或率「公卿等」見「之」、近例強不「然」、また儀式終了後のこととして、「此間予向「休所」、聊補「飢」、雖「設」公卿饗、「不」相触、「近代例也」と述べるように、撰関の求心力はますます低下している。やはりこの時の「吉黄記」が、「撰政殿被「御」覽正庁御装束等」之後、「入」御御休幕、「無」諸

卿率參之儀、近年如<sup>レ</sup>此、応徳有<sup>二</sup>率參<sup>一</sup>」と述べているところからすると、応徳(堀河天皇即位儀)にはまだ摂政が公卿を率いての大極殿装束御覧があつて、その後絶えたと思われる。まさしく、いわゆる院政の本格化と共に消えたのである。<sup>(14)</sup>

こうした状況は固定化し、省略自体が「近例」の作法となつて、後世「正親町院御即位畧記」<sup>(15)</sup>(永祿三年(一五六〇)正親町天皇即位儀の記録)は、

次関白率<sup>二</sup>公卿<sup>一</sup>見<sup>二</sup>正庁御装束<sup>一</sup>、

近代公卿不<sup>二</sup>相率<sup>一</sup>、

(中略)

次関白下<sup>二</sup>休幕<sup>一</sup>有<sup>二</sup>饌事<sup>一</sup>、

近代畧<sup>レ</sup>之、

と述べる。このように、公卿層の見物自体は衰えなくとも、道長期に典型的に見られ、本来の先例と意識はされ続けた、摂関が公卿等を一齐に率いての見物や食事は、衰退した。

なお、公卿とは言えず、さりとして後述の雑人とも言えない階層の人々も、行事以下など儀礼に役や職務を持つ者以外は、多くが大極殿周辺や回廊などで見物していたと推測される。面白い例としては、やや時代は下るが、

「建久九年御即位記」(一一九八年、土御門天皇の即位儀)に、陰陽頭宣憲や主税頭在宣等が東廊隅で見物していたので、本来後房に陰陽師を召して時刻を問うべきであるのに、藏人の方から東廊に出向いて聞いて来た、という記事がある。この場合には少なくとも宣憲には役目があるのに見物にかまけていたことになるが、ましてや役のない中下級貴族の見物が盛んであったことは、平安時代から変わらなかつたことであろう。

## 二 女性たちの見物

前稿では、役を持つ女官以外に、天皇や母后に奉仕する女房を紹介した。こうした女性たちが、本稿で定義した「見物」と呼んでいい行為をしたかどうかについては不詳だが、たとえば嘉承二年(一一〇七、鳥羽天皇即位儀)の『殿曆』には、

次天皇御<sup>二</sup>高御座<sup>一</sup>、(割注略) 其儀御前命婦四人、左右相並前行、次内侍二人取<sup>二</sup>御劍璽<sup>一</sup>前行、「御劍在<sup>レ</sup>左、璽在<sup>レ</sup>右、」次震儀召<sup>レ</sup>沓令<sup>レ</sup>歩<sup>二</sup>出馬道<sup>一</sup>給、余候<sup>二</sup>御傍<sup>一</sup>、但依<sup>二</sup>路程不<sup>レ</sup>審、余摺<sup>レ</sup>笏奉<sup>レ</sup>抱<sup>二</sup>主上<sup>一</sup>、御沓令<sup>レ</sup>持<sup>二</sup>職事<sup>一</sup>、次礼服女房四人、左右相分候<sup>二</sup>御後<sup>一</sup>、四位命婦代各一人、五位命婦各一人、次行幸供

奉女房十人候<sup>三</sup>其後、左右各五人、前行女房入<sup>三</sup>左右幔内、是為<sup>三</sup>見物<sup>二</sup>歟、

とある。今の関心の中心は、もちろん末尾の「前行女房入<sup>三</sup>左右幔内、是為<sup>三</sup>見物<sup>二</sup>歟」にあるわけだが、この「前行女房」が、それより前に記されているうちのどれのことを言っているのかは判然としない。内侍、威儀命婦、「礼服女房」らは役があり座も特にあるから、「前行」の文言との齟齬も感じられるものの、行幸供奉女房十人とするのが自然であろうか。いずれにせよ、大極殿上の女性も「あるいは見物するのか」と認識されたことがわかる。幔なり帳で伺候しつつ即位儀を見る女房たちが存在していたのである。<sup>(16)</sup>

一方、明確に役として「参加」した女性さえも、儀礼を見て、強烈な印象を受けている例がある。再び嘉承二年、鳥羽天皇の即位儀に褰帳として参加した藤原長子（讃岐典侍）である。少々長くなるが、『讃岐典侍日記』を見てみよう。

十二月朔日、また夜をこめて大極殿にまいりぬ、西の陣に車よせて、えんたうしきて入へき所としてしつらひたるに参りぬ、ほのくくと明はなる、ほどに、かはらやとものむねかすみわたりてあるをみるに、

むかしうちへまいりしに、過さまにみえしほとなど思ひ出られて、つくくと詠るに、北の門より、長ひつに、ちはやきたるものとも、すはうのこきうたるくはうこ、の出しきぬ入てもてつきたる、へちにもおもしろくみゆへき事ならねと、所からにやめてたし、人とも見さはき、いみしく心ことに思ひあひたるけしきともにて、見さはけとも、た、我は何事にも目もた、すのみおほえて、南のかたをみれば、れいのやたからす、見もしらぬものとも、大かしらなとたてわたしたる、見るも夢のこ、ちそする、かやうの事は世継などみるにも、その事か、れたる所は、いかにそやおほえて、ひきこそかえされしが、うつ、にけさくと見る心地、た、をしはかるへし、日たかくなる程に、行幸なりぬとて、の、しりあひたり、殿原、里人など、玉のかうふりし、あるは錦のうちかけ、近衛つかさなどよろひとかやいふ物著たりしこそ、みもならはす、もろこしのかたかきたるさうしの画の御座にたちたるみる心地よとあはれに、かくて事成りぬ、おそしくとて、衛門(頭)の佐いとおひた、しけに、ひさもんなどをみる心ちして、我にもあらぬ心地しなからのほりしこそ、我ながら



目くれて覚えしか、手をかけさするまねして、かみあけよりてはりさしつ、我身いてすともありぬへかりける事のさまかなと、かくしをきたる事にかとおほゆ、御前のいとうつくしけにしたてられて、御もやのうちにあさせ給ひけりたるを見参らするも、むねつふれてそおほゆる、大かた目もみえず、はちかましさのみ世に心うくおほゆれば、はかくしくみえさせ給はず、事はてぬれば、もとの所にすへり入ぬ、夜に入てそかへりぬる、

長文をいとわず引用したのは今までしばしば見てきた男たちの日記と趣を異にした生々しさを紹介するためである。長子は、同じく役のある者でも、公卿や行事たちのように儀礼の全体を把握してはではなく、そう期待もされていないようだが、それだけに新鮮な驚きを―これはこれで文学的誇張や定型表現が相当あるのはむろんだが―儀礼から受けている。瓦屋根を眺め、立ち働き見騒ぐ人々に目をやり、珍しい儀仗に驚き、参加者の服装に驚き、「唐土の方描きたる障子」の絵の中の御座にいるようだ、と驚嘆する。そして役柄上御座近くに侍り、美しげに飾られ、もやの中にいるような至上の存在を見て、感激に胸がつぶれるのである。

次に、恐らくは同じく女性の視点からの記述として、『栄花物語』のいわゆる続編、卷三十六の以下の叙述は、寛徳二年（一〇四五）後冷泉天皇の即位儀の描写を紹介する。

四月八日には御即位あり、のこる人なくみる、もんいるほど、くるまどものきほひいるほどいとおそろし、たまのかうぶりしてあぐらどものうへにゐなみたる、からゑの心ちして、女房などは吉につきてさぶらふ、弁のめのとないしのすけになりて、その日の御まかなひしたまふ、めでたしなども世のつねなり、丹波のめのとほまさみちの中将のむすめ。宰相のめのとほ故ちしの大納言のむまご。備前守長つねのむすめなり。さるべき人々殿上しなど、花ををりたる心ちしてめでたし、御輿よするほど、御めのとだちいかなりけん、あさひのかゞやきいづるをみる心ちす、ことしぞ甘一にならせ給ける、一品宮は甘にならせ給、后にたゞせ給べけれど、御ぶくすぐし、神わざなどすぐしてとおぼしめすなるべし、命婦蔵人十人は、礼服とてあかいろのからぎぬの袖ひろきをぞきたる、いま十人はすりからぎぬきつ、かみあげてならば候、ゐぎのみこ、とばりあげなどれい

の事なり、

即位儀が「残る人なく見る」対象であつて、門を入れ  
ば車が競い合うようにいてすごいほどであつた、という  
ことがまず重要である。『栄花物語』の続編の筆者も女  
性と言われるが、引用部分に見える関心のありようから  
もそれは伺える。この生き生きとした叙述が、仮に作者  
の実体験や同性の体験談に基づくのだとすると、<sup>(17)</sup>「残る  
人なく見る」その見る人々の中には女性も多かつたはず  
であり、朝堂院内に競い合う車の中には、こうした女性  
を乗せたものも少なくなかつたはずである。

玉冠を着けた外弁あるいは衛府が胡床に座っている様  
子（ここでも「唐絵」のようだという表現が見える）、  
命婦たちの衣装<sup>(18)</sup>、そして、「朝日の輝き出」でるのを見  
るような思いの中、現れる二十一歳の新帝。『栄花物  
語』卷三十六の即位儀は、女性たちも見ると見る新帝披露の一  
大イベントと認識され叙述されていると言えよう。<sup>(19)</sup>

なお、この後冷泉天皇即位儀を記録する『土右記』に  
よれば、東廊に女車が群れ入ってきたのを関白頼通が奇  
怪として随身に命じて退かしていることが見える。<sup>(20)</sup>これ  
は、度を過ぎた見物行為に対する規制として軽視できな  
いものだが、引用部分の冒頭と合わせて考えると、この

時の車の数が確かに「恐ろしい」ほどであつたか、ある  
いはそれまでは東廊にまで車が入ることがあまりなかつ  
たか、<sup>(21)</sup>こうした「程度問題」ではなかつたであろうか。  
回廊内の見物自体については、後一条天皇即位儀で、頼  
通自身が「八省西廊内侍見物、左大將家在<sub>三</sub>此内<sub>二</sub>」と  
いう行動をしたことがある（『御堂関白記』）。

### 三 「雑人」「群庶」の見物

拙著では、三条天皇即位儀（寛弘八年（一〇一一）  
において、見物人の重みで龍尾壇の欄干が崩れけが人が  
出たという記事を中心に、「雑人」「群庶」の見物の存在  
を指摘した。<sup>(22)</sup>ここでは、いわゆる鎌倉時代の史料も加え  
て、再度考えてみたい。

拙著で紹介したように、村上天皇即位儀（天慶九年  
（九四六））ですでに龍尾壇下で雑人が乱闘、下手人が検  
非違使に付せられている。ついで、上記の三条天皇即位  
儀での事件となる。次の「後三条院御即位記」が記すの  
は、治暦四年（一〇六八）、太政官院での儀式であるが、  
天皇が太政官の待機の場に入った後のこととして、以下  
のように伝える。

此間大盤所北庭雑人成<sub>レ</sub>群、依<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>天氣<sub>二</sub>、予召<sub>三</sub>看督

使等<sub>一</sub>払<sub>レ</sub>之、

この史料で興味深いのは、天皇自らが雑人群れを成す状況を規制しようとしている点である。もつとも、後三条天皇はこの前後では少数である成人の新帝だから、幼帝の場合摂政らが命じているのも本質的には違いはないだろう。

次にこの問題の参考になるのは、鳥羽天皇即位儀の記録である。嘉承二年(一一〇七)の『殿曆』を再び見よう。内弁らが著し、開門が行われた云々の記述の後に以下のような段がある。

此間余為<sub>二</sub>見事<sub>一</sub>、早晚向<sub>二</sub>高御座<sub>一</sub>之处、龍尾壇下雑人成<sub>レ</sub>群、仰<sub>二</sub>檢非違使別当<sub>一</sub>掃<sub>レ</sub>之、而依<sub>レ</sub>不相叶、還<sub>二</sub>御後<sub>一</sub>令<sub>下</sub>仰<sub>二</sub>予隨身<sub>一</sub>掃<sub>レ</sub>之、

一見ごく単純な記録のようであるが、解釈には一考を要する。まず、早晚を早晚と改めて読むと、高御座のところに向かったというのは、新帝鳥羽・母儀令子内親王に小安殿で伺候した後、「此間余向<sub>二</sub>高御座<sub>一</sub>見<sub>二</sub>御装束<sub>一</sub>」とあるのを指す可能性が高くなる。龍尾壇下で雑人が群れを成しているのが検非違使別当に命じて掃かせようとしたのも、その際のできごととなろう。かつ、「(檢非違使による雑人規制)はできていなかった」と気

づいたのが、「此間余為<sub>二</sub>見事<sub>一</sub>」という再度の点検の際であったのだろう。やや難解なのはその次の句で、「還御後令<sub>下</sub>仰<sub>二</sub>予隨身<sub>一</sub>掃<sub>レ</sub>之」の冒頭を「(天皇)還御の後」と解すると、即位儀が終わって天皇が帰った後に雑人を掃いているかのようで、意味を成さない。ここは、「御後に還つて」と読むべきであろう。「見事」を終えた忠実は、まず高御座に行き、それから小安殿でなお待機する天皇のもとに帰っている。忠実は、そのいずれかにて隨身に雑人規制を命じたと思われる。もつとも、ここまです時間幅を広げて考えなくとも、開門後に見て檢非違使に規制を命じたが効果がなかったのも、御後に帰ってから隨身に改めて命じたという意味でも、特に本稿の関心からは十分ではある。

ともあれ、ここから読み取れることは、まず当然ながら、龍尾壇下に雑人が群れを成していたという状況。さらに、檢非違使別当にその規制を命じても、別当のところまで止まったのか、檢非違使が実行しなかったのかはわからないが、規制が不発に終わったこと、これに対し隨身を使って規制したこと、である。

こうした雑人の見物群れを成す状況と、それに対する規制との、いわば「いたちごっこ」は、この後も変わら

なかつた。『山槐記』治承四年（一一八〇）四月二十日条は、紫宸殿で行われた安徳天皇の即位儀の記録だが、記主藤原忠親が南殿東南簀子辺で「窺見次第」していったところ、「人々同来此所」となつたが、「大理来此所、令出納召檢非違使等、令掃見物雑人」となつた。紫宸殿儀でも見物雑人は入り込んで来たのである。同記にはまた、「見物雑人内外如堵、但不見車」とあり、これは、記主が建礼・承明門の装束を見物している際の記述であるから、「内外」とは、内裏の内外という意味であろう。<sup>(23)</sup>さらに同記には、天皇や母后還御の際のこととして、

此間見物雑人法師原為見高御座昇立南殿南簀子、無人追却、狼藉不可言、

とあり、見物の雑人や僧侶たちが、高御座を見ようと紫宸殿に昇っているのである。むしろ、ここには、その情景を「狼藉」とする忠親の認識も存在している。しかし、昇殿する見物雑人・法師を制止する者もない、という現実も、厳然として存在しているのである。

いわゆる鎌倉時代以後も、この傾向には変化はない。『三長記』建久九年（一一九八）三月三日条（土御門天皇即位儀）では、会場はすでに朝堂院から太政官庁に移

っていたが、新帝らがここに着いた後、正庁を視察した摂政基通は、「堂上堂下見物雑人充満」により、「可私却之由」を仰せた。天皇が太政官庁に着いているのに、堂上にまで見物雑人が充満しているのである。『三長記』はまた、天皇出御後に内侍や御前命婦が北廂に退こうとしたところ、「人々多群集、無其所、仍候殿下御座屏風内」と述べる。この「人々」が先の「雑人」であつたと考えるのには慎重であるべきだが、<sup>(24)</sup>「太政官庁とはいえー即位儀中の殿上という空間がいかに混雑する場となつていたかわかるのである。

同じ時の『猪熊関白記』には、「殿下御覽官庁御装束、于時数千之雑人群集南庭、皆被追出了」とある。『三長記』で「堂下見物雑人」と言われているものと同じ事象であろうが、「数千」という数が記されているのは珍しい。後述する即位行幸の見物雑人の表現といい、『猪熊関白記』のこの種の表現はやや大げさの感もあるが、数人の外弁公卿と「数千」の雑人の対比は、即位儀の事態を強く印象づける。

『岡屋関白記』貞永元年（一二三二）十二月五日条（四条天皇即位儀）には、「抑今日雑人満庭中、頗妨威儀、似無処于寸歩、往古以来未聞如此事」とある。

「往古以来未<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>此事<sub>一</sub>」とは少々修辭的な慨嘆で、少なくとも雑人が群れを為していたこと自体はここまで見てきたように記録があつた。しかし、庭中で歩くのもままならないほど充滿していたとすれば確かに前代未聞であつたかもしれず、儀礼の威儀に影響が出たという感想もうなずける。

後嵯峨天皇即位儀を記録する『民経記（経光卿記）』仁治三年（一二四二）三月十八日条は、この礼服を着て列立する役であつた経光がその待機の幄に到着した際の状況として、「雑人充滿如<sub>レ</sub>不見通<sub>一</sub>」と記している。同じ仁治三年の「御即位次第<sup>25</sup>」の引く「嘉承佐記<sup>25</sup>」には、「尋<sub>ニ</sub>典儀著否<sub>一</sub>之処、未<sub>レ</sub>著、早可<sub>レ</sub>著之由仰<sub>ニ</sub>外記<sub>一</sub>、申<sub>ニ</sub>参著由<sub>一</sub>、仍即令<sub>レ</sub>私<sub>ニ</sub>廊申<sub>ニ</sub>雑人<sub>一</sub>、次著<sub>ニ</sub>幄几子<sub>一</sub>」<sup>26</sup>とあり、朝堂院の回廊にも雑人がいたことがわかる。『民経記』はさらに、叙位後の再拝に際して、「次典儀称<sub>ニ</sub>再拝<sub>一</sub>、賛者伝宣、雑人群動不<sub>レ</sub>聞得、少外記走来告<sub>レ</sub>之、仍外弁又再拝」と記す。さらにこの時の『定嗣卿記』によれば、天皇が後房に帰り、さらに還御するために出てきたので、靴を著けて列立したが、「雑人充滿」のため、「懸<sub>レ</sub>裾畢」と述べる。すなわち、裾を懸けねば踏まれてしまうほどに雑人が充滿していたのであろう。

後深草天皇の即位儀（寛元四年（一二四六）三月十一日）では、まず、『資季卿記』は、まだ天皇の高御座登壇前のこととして、「雑人成<sub>レ</sub>群之間、左（頭左中弁頭朝々臣）右（右少弁頭雅）仰<sub>ニ</sub>武士<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>之」と述べる。弁官二人は、官方の奉行であつたと思われる。それを通じて「武士」に雑人を払わせているのである<sup>27</sup>。次に、この時外弁として列立する役であつた藤原経光の『民経記（経光卿記）』は、その列立の際の状況を、「次中院大納言以下次第、揖、起<sub>レ</sub>座参進、（人々出<sub>ニ</sub>我居間<sub>一</sub>）此間雑人群動、怖畏不<sub>レ</sub>少」と述べている。興味を引くのは、天皇登壇前に武士によって雑人を払った時点よりも、外弁列立の時点の方が後であるということ、それでも経光が恐怖を感じるほどの雑人がいたわけだから、規制の限界を思わせる。実はそうした目で『資季卿記』を見直してみると、「中務少輔兼氏（紫礼服、巻纓）」陣<sub>ニ</sub>左近以南<sub>一</sub>、「雑人相隔之間就<sub>レ</sub>陣早晚不<sub>レ</sub>見<sub>一</sub>」、あるいは「内弁被<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>々々名位記筥<sub>一</sub>、雑人喧嘩之間不<sub>レ</sub>聞<sub>一</sub>」と、武士による規制を命じた後も、雑人に隔てられて次第が見えない、あまつさえ雑人同士の喧嘩騒ぎによつて聞こえない、などのありさまで、規制の実効性の程度は疑わしくなるのである。

恐らく、平安時代から一貫して、雑人を「掃く」あるいは「払う」という行為は、たとえば天皇の登壇や宸儀初見の前に龍尾壇周辺から追い払うなど、儀礼の執行上どうしても困る場合に限定的に会場整理をする程度のことであつたのだらう。<sup>(28)</sup>どこまでそれを徹底するかについての方針はその時その時で違ふのかもしれないが、雑人たちが朝堂院外にまで追い払うことは、できなかったか、むしろ最初からそこまでを意図していないと思われる。いわゆる鎌倉時代の史料を多く引いたが、先述した『吏部王記』や『権記』の記述からして、こうした雑人の存在と、その限定的な規制の方針は、少なくとも十世紀半ばからさほど変わらなかつたのではないか、と思う。

『年中行事絵巻』の中に、建礼門前の射場を見物する人々と、それを払っている場面がある。払っている行為自体は決して弱い態度には見えないが、よく見ると、この規制の場面をまた見物するかのような人々さえもおり、徹底した完全排除などは狙われていないようである。建礼門前の路と事情がすべて同じとは言えないであろうが、即位儀の際の会場内外でも、こうした風景が見られたのであろう。

こうした規制関係の史料を見ていくと、以下のような

疑問が浮かんでくるかもしれない。すなわち、十世紀以降の即位儀では、結果的に天皇とそれを囲む者たちの新たな秩序が顕現しているかもしれないが、それは現代の我々が客観的に俯瞰すればそう見えるだけであり、当人たちは、新帝を囲んで儀礼執行という業務を単に遂行していただけで、自分たちが構成する秩序を広く見せに行くとしようという意識はなかつたのではないか。また、事実として即位儀を群衆が見物し、広い階層への新帝披露となつていたとしても、それが支配層の意図に沿うものであつたのか、実はかかる見物を彼らは忌避し、できることなら規制したかつたのではないか、新帝が広く披露され、見物されてしまうのは、規制ができないゆえの消極的な結果ではないか、という疑問である。だが、こと即位儀の場合には、見物たちと主催者側にそこまでの対立は見られない。むしろ、特に高位者の場合、この二つの立場はいわばその母集団を共にし、ある時は役を、ある時は見物をするのである。

こうした状況は、度が過ぎた場合の規制も含めて、賀茂祭の行列や御禊行幸の際の状況と基本的に変わりはない。<sup>(29)</sup>だとすれば、見せるための装飾と配置、見せるための所作、また、度が過ぎれば規制しなければならぬ

にしてもむしろ見る者として「祝祭」に欠かせないという群衆の位置づけ<sup>(30)</sup>も、同様であったと考えるべきだろう。むしろ見物は、鳥羽天皇即位儀についての『中右記』の以下の感慨を引き出す背景となったと考えられる。すなわち、「大略次第無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>歟、就中天地和合、已無<sup>二</sup>風雨難<sup>一</sup>」に続き、

衆人歡樂、誠以欣悦、

と謳うのである。

ところで、これらの史料で「雑人」と呼ばれている人々の実体はいかなる人々であったのか。むろん時期によつて違いもあったかもしれないが、いずれにせよ難しい問題である。いわゆる撰関期や院政期に、行幸見物のようなもともと開かれている空間だけではなく、ある程度仕切られている会場における儀礼でも「雑人」クラスの見物が現れていることは、即位儀だけの問題ではない<sup>(31)</sup>。この現象を担った階層とその動機を説明するには諸儀礼を横断的に分析しなければならず、本稿では、「平安時代より広く庶民一般をさ」す（『国史大事典』）とする常識的見解を前提にしているに過ぎない。

ただ、付言しておきたいのは、高位者の従者＝見物雑人であったかどうかという問題である。というのは、儀

礼に参加する、あるいは見物する高位者の従者であれば、その会場にいわば合法的に入れたはずなのではないか、という漠然とした考えから、即位儀に現れる見物雑人とは、広い階層が即位儀の場に事実上入れたということを示すのではなく、高位者についてきた人々が見ているだけではないか、という疑問は当然生まれるからである<sup>(32)</sup>。

この点で参考になるのは、仁治三年（一二四二）三月十八日後嵯峨天皇即位儀に関する史料（「御即位次第〔仁治度〕」）で言及される先例である。内弁が幄内の几子に著する場面に関するものである。

著<sup>二</sup>几子<sup>一</sup>、（割中略、）

此間隨身留<sup>二</sup>東廊戸外<sup>一</sup>、〔応徳三如<sup>レ</sup>此、〕

長元、永承、隨身近利進出居<sup>二</sup>西壇下<sup>一</sup>、

嘉承、内弁堀川左府子息中将師時、師重、少将顕国

起<sup>二</sup>胡床<sup>一</sup>、来<sup>二</sup>扶持<sup>一</sup>、

こうした史料を見ると、少なくとも役を持つ高位者の従者の行動は、—この場合には隨身なので当然だが—ある程度統制されている、あるいは作法があり、即位儀見物で騒ぎの中心になる「雑人」の主体とは思にくい。少なくとも、雑人のすべてが高位者の従者であったのではないことは確かだと思われる。考えてみれば、従者が主

人を放擲して勝手な場所に群集するのはかえって不自然であり、たとえば乗車して見物する高位者の従者はその車近くに侍っているものと思われる。また、十二世紀も末の史料とはいえ、『猪熊関白記』が「数千」と表現しているものを、すべて従者等と考えるのは困難だろう。

また、寛元四年（一二四六）三月十一の後深草天皇即位儀を記録する関白一条実経は、内弁大臣が幄に著く前に一旦「西南戸」から入って壇上に立ち衣装を整えた際のこととして「隨身等留<sub>二</sub>戸外<sub>一</sub>」（番長一人進<sub>三</sub>出西壇下<sub>二</sub>呵<sub>三</sub>咤雑人<sub>二</sub>と述べていて、<sup>33</sup>少なくともこの時の内弁の隨身は、自らも「見物」として群居しているのではなく、主人の取り込み中を邪魔されないよう雑人を呵咤する存在として描かれている。雑人・群庶は、隨身や従者等に限定されない、文字通り広い階層の見物自体を目的にする群衆を含むとやはり本稿では考える。

ただ、上記のように当日高位者に従っていた者たちが、無秩序に移動して「見物雑人」と認識されていたかどうかということ、見物の中に従者クラスの人々がいたかどうかということとは自ずから別である。たとえば、「雑人」と認識されたかどうかは別として、見物人の目的や、見物後の行動を推測させる興味深い記事が、『山

槐記』元暦元年（一一八四）七月二十八日条（後鳥羽天皇即位儀、太政官庁で挙行）にある。この日、記主忠親は、脚病のため出仕しなかったが、「見物之輩帰来曰」として、即位行幸の様子がつぶさに記されている。この「見物之輩」は、行列の構成員の役職や個人名を知っており、その作法も細かく伝えていて、忠親に仕える家人・従者クラスの者たちであった可能性が高いと思われる。見物の中には、当日出仕しなかった主人に代わって見物し、これを伝える家人・従者もいたのである。<sup>34</sup>

#### 四 即位行幸の見物

ここまでは、朝堂院内の見物について述べてきた。朝堂院は、区切られた空間という印象が強いが、想像以上に多数の、しかも上下広範な階層の人々が見物に群れていたことが改めて明確になったと思う。だが、確かに「院」よりも「路」の方が本来は開かれた空間であったことも確かであり、ここを移動して行く、様々な儀礼に関連する行列が、見物の格好の対象となったことは当然であろう。平安時代中期以降の行列見物については、最近野田有紀子氏が詳しく論じられたところであり、即位行幸の見物の意義もその一例としての性格を大きく出る



ものではないので、簡単に触れておきたい。

鳥羽天皇が大炊殿から朝堂院に行く即位行幸（嘉承二年（一一〇七））では、新帝の輦に摂政以下公卿が騎馬で従い衛府・隨身ら多数が伺候する行列を、白河院は左大弁重資の中御門東洞院宅の北門を開いて見物した（白河院は、還御の際も見物した）。門外の左右には、院殿上人が候じていた。なお、道中の見物はむろん白河院だけではなく、『中右記』によると、「見物車馬道路難<sub>レ</sub>避」という状態であつたらしいが、これもやはり「年中行事絵巻」朝覲行幸に見える上下の見物の描写から想像できる。

また、崇徳天皇即位儀（保安四年（一一二三））では、白河・鳥羽両上皇がその行幸を見物した。『中右記』にはこの際のこととして、

太上天皇共御同車、立<sub>三</sub>陽明門院大路大路西<sub>二</sub>辺<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御見物<sub>一</sub>、〔唐御車、前駟束帯、殿上人美作守顕輔以下卅人余、〕供奉諸司守<sub>二</sub>次第<sub>一</sub>渡<sub>二</sub>御車前<sub>一</sub>、衆人先宮心逆乱、

と述べる。文体・文意やや難解である。「供奉諸司守<sub>二</sub>次第<sub>一</sub>渡<sub>二</sub>御車前<sub>一</sub>」とは、両上皇の見物への供奉に読めなくもないが、「（即位行幸に）供奉する諸司が（行列の）

次第を守り、両上皇の車前を（行幸が）渡御すると」の意ととりたい。すると「衆人先宮心逆乱」とは、何らかの誤字・脱の有無にかかわらず、両上皇の前を新帝の行幸が通り過ぎる際に、その情景をさらに見物している「衆人」が三帝（と新帝生母待賢門院）が会した希有の見物（みもの）に興奮した様相を述べているととれないであろうか。以上の解釈の当否はともかくとして、いずれにせよ両上皇はこの後、真言院に入り、そこから即位儀自体についても指示した。さらに、還御の際にも見物した。また、順徳天皇の即位儀（承元四年（一一二〇））で「上皇・女院御同車、〔八葉車、最密儀也、〕於<sub>二</sub>陰陽寮前<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御見物事<sub>一</sub>」（順徳院御即位記）とあるように、いわゆる密儀の建前で見物することもあった。こうした院の即位行幸見物は、「御即位行幸御見物部類記」のような故実書が編集されたことからわかるように、慣例化し、それ自体儀礼化<sup>35)</sup>した。

見物したのはもちろん院だけではなく、行幸供奉等の役のない貴族たちも即位行幸の見物を行った。「二条院御即位記」<sup>36)</sup>（保元三年（一一五八）の二条天皇即位儀の記録）には、即位行幸の際のこととして「中務省北築垣辺、少々有<sub>二</sub>女車見物<sub>一</sub>」とある。野田有紀子氏が紹介さ

れた『御即位行幸御見物部類記』所引「故相国記」の「天曆以降立<sub>二</sub>女車<sub>一</sub>見物流例也」によるならば、村上天皇即位儀（天慶九年（九四六））の時には既に、こうした形態の見物が存在していたらしい。

それだけではなく、即位儀自体と同様、即位行幸でも、雑人クラスの見物も盛行した。既に村上天皇即位儀では、行幸の途次は「見物人者不<sub>レ</sub>絶、重疊猥雜」という状態であった（『吏部王記』）。以下の「後三条天皇御即位記」（治暦四年（一〇六八））の後三条天皇即位儀の記録）は、平安時代中・後期の即位行幸見物の盛行を生々しく伝えるものである。

自<sub>二</sub>三条坊門<sub>一</sub>西行、自<sub>二</sub>大宮<sub>一</sub>北行、縦観者濟々焉、冷泉院山上有<sub>二</sub>女車<sub>一</sub>、又所々築垣上見物者成<sub>レ</sub>群、彈正不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>糾彈<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>恠可<sub>レ</sub>恠、

朝堂院での見物と同様、雑人の行幸見物は中世にも変わらず続き、たとえば、土御門天皇即位儀（建久九年（一一九八））の際には「大庭東方有<sub>二</sub>女車等<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>見物<sub>一</sub>歟、雑人等如<sub>二</sub>雲霞<sub>一</sub>」（『猪熊関白記』）とあって、上下、特に「雲霞のごとき」雑人が見物に押し寄せている。後深草天皇即位儀（寛元四年（一二四六））でも、行幸の路程は「雑人充満」であり、最後に太政官庁に参入する

人々の誘導はそのためうまくいかなかった（『平戸記』）。また、行幸の途次と言うよりは出発の儀も見物の対象であり、後鳥羽天皇即位儀（元暦元年（一一八四））の際には、天皇の御輿や公卿が建礼門・承明門から出て行つた後、両門は「上下群集」の状態になったので、蔵人や殿上人は春華門から出ることを余儀なくされた（『山槐記』）。

即位儀のような大きな儀礼のための行幸が盛んに見物されるのは、いわば当然のこととも言える。だが、そもそも、なぜそれが「行幸」であるのか、かつ、なぜそれがそんなに大規模な行幸となるのかを考えると、必ずしも単純な話ではない。そもそも、『内裏式』『儀式』では、内裏から朝堂院への移動を「出御」と表現する。内裏から朝堂院へは、宮城内の移動である。しかも、平安宮などでは内裏と朝堂院が分離しているが、平城宮東区や藤原宮などでは、内裏の真南に大極殿・朝堂が位置している。内裏南門を出ればすぐに大極殿とその後殿のある大極殿院であって、この短い間を行幸というのはいかにも奇妙である。それが、内裏の分離を経て、次第に内裏・朝堂院間の移動が「行幸」となっていった。こうした宮城内の空間的変化だけではなく、第一節で述べたように、

撰関や公卿らがそれに従うようになったことが、この「行幸」をいつそう目立たせることとなった。

村上天皇即位時にはすでに上記のような行幸見物が行われていたのだとすると、本来の宮城内での移動でも京内の大路のような状態になっていたことがわかるが、その村上天皇の時代に初めて内裏が焼け、以後本来の内裏以外の場所から即位行幸がおこなわれることが増えてくると、この行幸はますます目立つ、そして見物しやすいイベントとなったことだろう。

即位儀は、本来宮城内で完結する儀礼であったが、内裏と朝堂院との分離、宮城内外の様相の同質化、さらには天皇の居所が旧宮城の外に出してしまったことにより、儀礼を挙行する一行が都市京都の中を移動するようになっていき、そして、内裏から天皇と共に移動してくる人員の大規模化・高位化などが加わって、その移動自体が大規模な行幸儀礼と化していったのである。

## 五 即位儀における見物の出現

奈良時代にも、大規模な儀礼的行為を見る人間が想定されていなかったわけではない。宮衛令車駕出行条義解には、「謂、凡天子出行、放<sub>レ</sub>人令<sub>二</sub>縦観<sub>一</sub>」とあり、同条

集解の「古記」の存在から、条文自体は大宝令にあったとわかる。<sup>(37)</sup>ただ、養老令の規定で言うなら宮門・閤門扱いであり、実際に門籍を用いた出入管理を日頃から行っていた朝堂あるいは大極殿院という空間で、天皇出御・百官等列立の大儀礼が行われる際に自由な見物が入るに任せていたと考えることは困難である。

そうした状況から雑人見物群れをなす様相への変化は、不詳と言わざるを得ないし、宮城内の空間の意味の変化や警備体制の変化等々から解かねばならない問題で、即位儀を論ずる本稿だけで明確な結論は出せない。だが、一般的な趨勢として最近の研究者から提示されているのは、ひとつには御霊会の縦覧や、御禊行幸の縦観の記事が見える九世紀の後半を一期とする視点であり、<sup>(38)</sup>今ひとつは村上天皇の時期、十世紀後半を「見物空間」が生成してくる時期とする視点である。<sup>(39)</sup>

即位儀関連資料では、村上天皇即位時に、即位行幸にせよ即位儀本体にせよ、明確に雑人クラスと思われる見物が姿を現すようになる。その意味では後者の視点に与えることができそうであるが、十世紀以降即位儀を特徴づける一方の要素、すなわち高位者や近侍者の龍尾壇上さらには大極殿上伺候の方向や、列立者の減少の方は、

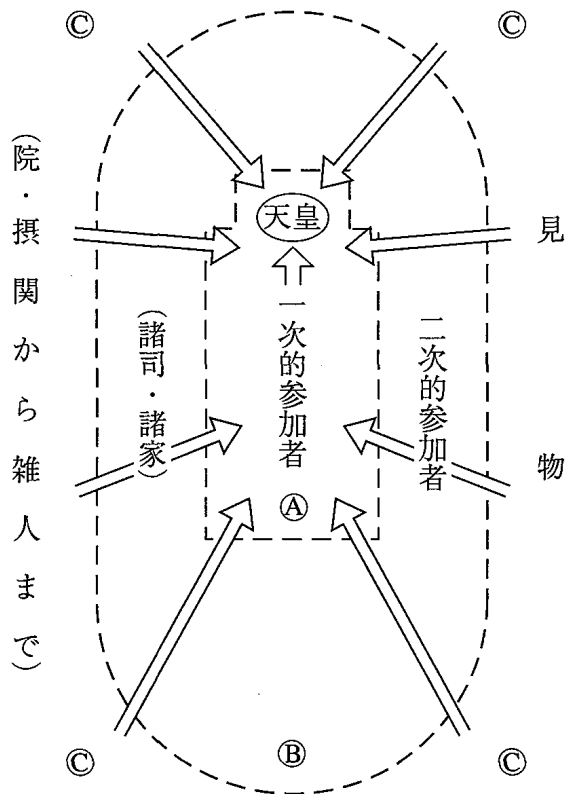


図2

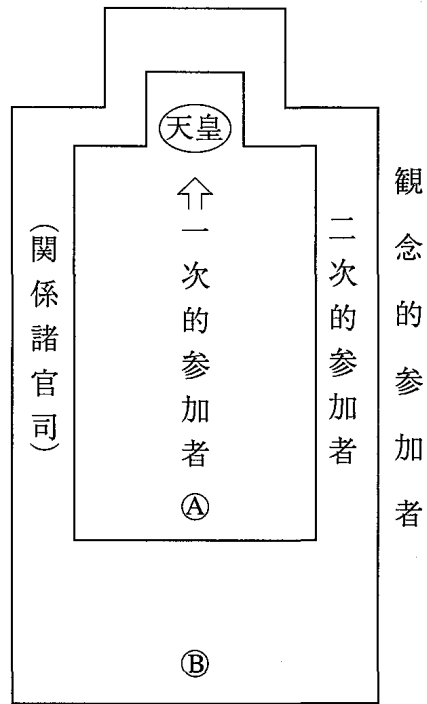


図1

前稿で論じたように、九世紀末から十世紀初頭には表面化していたと考えられるので、にもかかわらず会場が閉鎖的で高位者・近侍者以外には入れない空間だったとすると、その間の即位儀は前後に例を見ない寂れた雰囲気であったことになりかねない。

そこで本稿では、やや演繹的な推論ではあるけれども、即位儀における雑人の見物は、他の儀礼や行幸の趨勢と同様九世紀末から十世紀初頭に現れ始め、十世紀後半にいたって本格化したと推測しておきたい。ただし、その間には、当初は、大極殿側に現れることのできない中下級官人が中心であったのが、次第により広い層が押し寄せるようになった、などの変化も想像される。

おわりに

とりあえず、「はじめに」で課題として提示した、儀礼の場に現れる人々について、整理と図式化を試みたい。仮に図を用いて表現してみると、以下のようなになる。図1は、『儀式』に見える原則であり、図2が、十世紀以降の即位儀の実態である。

図の中心部Aの範囲が、天皇、内弁大臣・殿上の男女の威儀者たち・儀仗などの有役者、外弁、叙人などとそ

の行為（義務的所作・発話）である。「はじめに」で触れたように、この範囲は儀礼の一次的な「参加者」として異論のないところであろう。「儀式」などには原則としてこの範囲の人物の行為に関する規定しか記されていない。このうち外弁の人数等は『儀式』に比して縮小しているから、即位儀の場合Aは時代と共に縮小傾向にある（図1から図2へのAの範囲の変化）。これが、古代的儀礼の衰退として捉えられてきた現象である<sup>(40)</sup>。

Aを囲むBの範囲は、Aを支えるいわば二次的参加者とその行為（Aを支援する実務はあるが儀礼的な義務的所作・発話はない）を示す。Aの部分を準備し支える機能はいつの時代も必要だから、この部分自体は、古くから存在していたはずなのだ。準備段階に関する『延喜式』の諸記述にその一端が見えるように、図1の時代には、律令諸官司が、日常の職掌の延長としてBの範囲を分掌していたと推測される。服装や威儀物なども、国家が維持管理しているべきものであった。別の視点から言えば、儀礼の一次的参加者とその行為は、国家の公的システムによって全体として支えられていたと言える。この外側には、即位宣命で呼びかけられる天下公民がいるが、これは儀礼当日にその場にいるわけではない。観念

的な参加者であり、A・Bとはいわば時空の壁によって分けられている。

おおざっぱに言って十世紀以降、Aに登場する有役者は、諸司との関係もなくなつてはいないものの、国家の公的システムというよりは、それぞれを支援する身内・家、上位保護者によって後援され<sup>(41)</sup>、こうした後援者の存在感がBの中で大きくなっていった。即位儀においては、天皇に「候御後」する人々<sup>(42)</sup>撰関、公卿、母后等が目立ち、天皇への「後見（うしろみ）」を分析する好個の素材となるが、実は何も天皇その人に限定しなくても、広く有役者ひとりひとりの背後に、律令官制の系統とは性格を異にする人間関係によって後見がついていたのである。こうした広義の後見と、その手足となる家司等は、昭慶殿東廊の撰関休幕をはじめとして、会場周辺に多くの休幕を設けて拠点とした。有役者への後見は、構造物として目に見える形としても即位儀の周囲に現れていたのである。人的にもまた施設としても、Bの範囲は軽視されるべきではない。また、即位儀だけの分析で指摘するのは勇み足との批判を承知で言えば、様々な関係に支えられた各人が儀礼という場に一堂に会するというあり方は、分権化が進む中で国家を支えた存在理由の一端を

示唆するという意味でも重要と思う。

もう一つ注意すべきは、Bに属する人々のうちに、本来Aであったのにそこから離脱した者が少なくなかったであろう点である。すなわち、高位者たちは、Aの列立を離脱して、Bすなわち「候」「御後」「公卿」として現れる方が多数になる。また、もとの中下級官人層も、一部を除く令制官司の自立さらには分解を経て、諸家等に付属ないし兼属するようになっていくと、諸休幕に家司として現れるようになったと思われる。

以上のAとBを合わせた範囲は、院、母后、摂関、公卿の後見、官方・藏人方の実務システム、藏人・殿上人・女房等の近侍者、完全に儀杖化した衛府、実際の警備をする檢非違使や武士、さらには高位者の家政組織など、新帝を囲んで機能している国家の中枢システム全体を体現するが、このシステムに属する者すべてがA、Bを務めるわけではなく、特に義務・実務がない者は、後述のC中の高位者となって現れることになる。また、実際にはB（時にはAも）とCの構成員は画然と分けられない。そこでこの間の線は破線とした。

そのCは、一次的に参加するわけではなく、それを支えるために二次的に後見するわけでもなく、即位儀を見

ること自体を目的とする人々とその行為を示す範囲である。九世紀まで、つまり図1の時代には、Cはその姿を史料上に現さない。十世紀以降、ここには上下男女多くの人々、車、棧敷等が姿を現す。鎌倉時代の「雑人数千」をそのまま受け取るかどうかは別としても、その数は相当のものであったと推測される。

本来無位までを含むAが縮小するとCが現れ拡大していくのもやはり関連があると見るべきで、Aの縮小は、下級位階の無意味化や下級官司の経済的な自立化や、天皇との特別な関係を持つ者だけが直接的な君臣関係を実感するようになるという変化を一背景にしていると推測できるが、Cに現れてくるうちの、人数的にはかなりの部分を占めるであろう雑人たちの中には、こうして縮小した範囲から離脱した、あるいは漏れた階層の後身が少なくなかったと思われる。

かくして全体としてみた場合、Aの縮小はB・Cの拡大と表裏一体のものであって、さらに、特にCには、本来の閉ざされた空間における儀礼には参加すべくもなかった広範囲の層が加わっているとすれば、A・B・Cすべてを囲む円は、本来の、閉鎖空間内のAと、その外のBを囲む範囲より小さくなったとは言えないことになる。

本稿で主題としたはずの「見物」という観点から見ると、上記Cの範囲が、見物と定義して異論のない範囲となろう。しかし、もつとも狭義の参加者であるAの人々さえも、義務的所作や発話の前後には、儀礼を客観的に眺める時間があったし、それは措くとしても、Bに属する撰関、公卿ら、特に後者は、天皇の「候御後」とは言っても、非常に旺盛に「見物」をした。前稿で述べた大極殿上の人々と同様、これら「見物」の意識、形態、性格、成立過程等々は様々であり、その細部の「腑分け」は今まで縷々述べてきたとおりであるが、新帝の「宸儀初見」を見る、その視線の束全体を、それぞれの違いをあえて忘れて一挙に俯瞰することも重要と思う。その意味で表現すれば、即位儀というイベントでは、その場にいるすべての視線が、儀礼に、究極には新帝に向かつていたのであり、天子南面―臣下北面の幾何学的な理念は骨抜きになっても、全員の視線が向かう「主上」の求心力は死んではいない、むしろ新たな形で再生・拡大していると言えよう。十世紀以降の即位儀は、古代の「天皇即位儀」の系譜を引きつつも鮮やかに転生した代替わり儀礼として、その姿を現すに至ったのである。

以上、前稿と本稿で見えてきたように、十世紀以降の即位儀は、新帝をめぐる秩序を顕現し、披露する儀礼として、かつての「天皇即位儀」よりも開かれた盛儀となった。もちろん、代替わりの際に新帝とその周囲の秩序が顕現される儀礼は、即位儀だけではない。讓位や踐祚でも、この時代には先帝御所から新帝御所へのレガリア行幸が最も派手な行為となり、見物が出た<sup>(42)</sup>。また、大嘗祭御禊の見物は、新帝の披露の場としても注目されてきた。

確かに御禊行幸は、見物が明確に許された時期も明らかで古く、ある時代からは即位儀同様の盛儀と言っても誤りではない。しかし、本来まさしく新帝の披露、それに対する拝礼、新帝の即位宣命、これらから構成される即位儀を差し置いて、これらが注目されてきたのは、実は不思議な話ではないだろうか。その原因はおそらく、即位儀は朝堂院という閉鎖的な空間で挙行され、これを見ることができるのはせいぜい全官人に限られるという『儀式』段階の儀礼の様子<sup>(43)</sup>が先入観としてあったのではないかと推測する。それに比べて、御禊行幸などは、行幸として都市という開かれた空間で行われるので、披露として通りがよい。

だが、本稿で見えてきたとおり、実は十世紀以降の即位

儀の空間も事実上開かれており、朝堂院への即位行幸をも含めればなおさらのこと、御禊行幸に勝るとも劣らない、広い階層への新帝披露の場として機能していた。即位儀がまさしく新帝披露を本来の目的とする儀礼であったことを考えれば、本来は御禊が目的で結果的にその途次が見物の対象となった場合よりも、一層重大な意味が見いだせると思う。

前稿・本稿の結果は、古い由来を持つある一つの儀礼が、長い平安時代の間に変質を遂げて新たな意義を獲得することに成功して生き残っていく経過を述べ、変質後の姿と意義を描いてみたのに過ぎない。しかし、古代からの系譜を引きつつ生き残っていく儀礼が、実はその意義を少なからず変えているあるいは新たな意義を加えていること、そうであるからこそ生き残ることができたこと、にもかかわらずその変化は、中心部に古代儀礼を継承しつつ、その周囲に、元来儀礼の外部にあった空間、所作、人々を付加していくというもので、古代から変わらなく続く厳粛な古儀としての機能も持ち続けつつ新時代の盛儀ともなること、などは、日本の王権儀礼一般の歴史を読み解く上でも一つの鍵になるのではないかと考える。

#### 註

- (1) 藤森健太郎『天皇即位儀』の転生―中世に生きる古代儀礼―三田古代史研究会編『政治と宗教の古代史』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年所収。以下、前稿と称す。
- (2) 野田有紀子「行列空間における見物」(『日本歴史』六六〇、二〇〇三年)。以下、野田氏の見解はこれによる。
- (3) 『山槐記』永万元年(一一六五)七月二十七日の六条天皇即位儀では、藤原忠親は右侍従であったが、左方の動きが速いのでタイミングが合わず、苦勞したらしい。その記述の中に「又於南欄辺見物之間、左方進出、然間予直東行、然者無南面」とあって、西階から昇つて南に出、東へ折れて高御座近くに行くべきところ、欄干で見物している間に左方が進んできてしまつて直に東へ行くしかなくなったという。左方が早いというより忠親が悠長な感もあるが、いずれにせよ、役を持つ者が、その合間に「見物」したと明言している点で貴重である。
- (4) 藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年。以下、拙著と称す。
- (5) 拙著二九二―二九三頁。
- (6) 拙著二九二頁では、実資の「未<sub>レ</sub>知其由」を、見物そのものの可否ではなく、御所辺という場所の可否を言ったものだと解釈した。現在でもこの案は全くの誤りとは思われないが、小安殿ないし大極殿上における公卿等の



見物自体がこの時期にはまだ本格化していないと推測するに至ったので、四人の見物自体を疑問視する意味も含まれていたものと修正したい。あるいは、前稿で述べたような、この時の頼忠への冷遇が、実資に必要以上の反発を感じさせたことが背景にあるのかも知れない。

(7) 道長の見物に関する意識については、末松剛『大鏡』法成寺諸堂巡覽にみる道長(『史淵』一三九、二〇〇二年)も参考になる。

(8) この頃の公卿の見物の位置であるが、「順徳院御即位記」は「右大臣、予、九条中納言良平等、巽角辺見物、源中納言已下、他人々在同壁外、右大将源大納言通光等、在坤角壇上云々、此事先例不同、近康治宇治左府、仁安禪閣如レ此」とあって、ある程度の幅の中で比較的自由便宜に応じたものでありつつも、先例も意識して選ばれている。同記では、記主は、天皇の高御座出御の際には「予右府相共進寄西壇下、竊見之」、さらに宸儀初見の直前には「此間下官徘徊御東壁外壇上見物」、その後は「此間余右府相共向初所見物」と戻っている、というように、儀礼中もかなり動いて見物している。こうしたあり方は道長期からあまり変わっていない。

(9) 前内大臣源定通は、後嵯峨天皇即位に尽力した人物である。この時大極殿西方にいた理由は他の公卿のような純粹な見物ではない。見物のみであれば、懈怠を言われる理由はないのである。どうやらこの場合には、定通が諸事を催行していたとせねばなるまい。後嵯峨天皇は成人しての即位であるから、関白兼経が高御座壇上で新帝

に密着して助ける必要もなく(座はあったと思われるが)、事実上の後見である定通が諸事催行をする条件は整っていたと思われる。

(10) 即位儀終了後の、撰関主導による公卿たちの饗宴の嚆矢は、延長八年(九三〇)朱雀天皇即位儀の後の、「事了還宮、左大臣於殿上侍、召王卿賜飲」(『吏部王記』)に遡ることができよう。後世の撰関たちの即位儀後の饗との違いは、内裏で行われた点である。

(11) 『中右記』保安四年(一一二三)二月十九日条(崇徳天皇即位儀)によれば、行幸の朝堂院到着後、撰関が大極殿装束を見た際、ともに見たのは記主宗忠だけだったという。この時は、白河・鳥羽両院が真言院から儀礼全般の指示を出していた。

(12) 上皇(院)の見物については、野田有紀子前掲論文の3「院政期の見物方法」(五七頁)を参照のこと。

(13) 『大日本史料』所収。

(14) ただし、撰関休幕の饗への参加の方はたとえば『兵範記』仁安三年(一一六八)三月二十日条(高倉天皇即位儀)に、狭義の儀礼終了後、天皇還御前のこととして「此間殿下令下休幄給、公卿五六人参入、有盃酌事」とあるので、装束見物と饗との二つが同時に絶えたわけではない。なお、本題とやや外れるが、同記などによれば、撰関の饗と時を同じくして小安殿でも「供掖御餞」が行われた。

(15) 『群書類従』第七輯所収。正親町天皇の即位儀は、永祿三年(一五六〇)正月二十七日。

(16) 儀礼中供奉女房が待機する場合は西幔内が多いようだが、「二条院御即位記」には、東西の幔の構造が詳記されていて、東には五枚の帖、西には六枚の帖を敷いて「女房座」としている。なおいづれにせよ、有役の威儀命婦や執翳女孺の床子は別にある。

(17) 野田有紀子氏が紹介されている『御即位行幸見物部類記』所引「土御門右大臣記」には、後冷泉天皇の即位儀(寛徳二年(一〇四五))において八省東廊付近に女車が進入したとあるという。こうした状況の中に、「女車に乗っていたのが女性とはもちろん限らないにしても『栄花物語』の叙述のもとになった見聞もあったのではな

いか。  
(18) この中に出てくる命婦のうち礼服を着ている十人は、内侍二人、御前命婦四人、威儀命婦四人の合計十人、そうでない「いま十人」が礼服を着ない供奉女房であろう。  
(19) 男性の記録の中にも、型にはまった表現ながら、こうした感動が記されていることはある。たとえば「順徳天皇御即位記」(承元四年(一一二〇))順徳天皇即位儀の記

録)には太政官院正庁の装束を見物した際の感想として「玉映日、紅旗飄風、文鳳画龍、甚以嚴重也」という表現がある。また、後嵯峨天皇即位儀(仁治三年(一一二四))を記す『民経記』には、「玉映日、紅旗卷風、堂上堂下每事嚴重」とあり、さらに三条家本「御即位部類記」所収「口筆」で一条実経は「此間儀式実可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>天子之貴、叔孫通之制<sub>レ</sub>漢礼<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>今知<sub>レ</sub>古」と感想を漏らしている。なお、叔孫通云々とは、『史記』卷九十九叔孫通

伝に、前漢初めての朝会儀礼のこととして、

漢七年、長樂宮成、諸侯群臣皆朝十月、儀、先平明、謁者治<sub>レ</sub>礼、引<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>次入<sub>レ</sub>殿門、廷中陳<sub>レ</sub>車騎步卒<sub>レ</sub>衛<sub>レ</sub>宮、設<sub>レ</sub>兵張<sub>レ</sub>旗志、伝言、趨、殿下郎中俠<sub>レ</sub>陛、陛數百人、功臣列侯諸將軍軍吏以<sub>レ</sub>次陳<sub>レ</sub>西方東鄉、文官丞相以下陳<sub>レ</sub>東方西鄉、大行設<sub>レ</sub>九賓、臚<sub>レ</sub>伝、於是皇帝輦出<sub>レ</sub>房、百官執<sub>レ</sub>職伝<sub>レ</sub>警、引<sub>レ</sub>諸侯王以下至吏六百石以<sub>レ</sub>次奉<sub>レ</sub>賀、自<sub>レ</sub>諸侯王以下莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>振<sub>レ</sub>恐肅敬、至<sub>レ</sub>礼畢、復置<sub>レ</sub>法酒、諸侍<sub>レ</sub>坐殿上<sub>レ</sub>皆伏抑<sub>レ</sub>首、以<sub>レ</sub>尊卑次<sub>レ</sub>起上<sub>レ</sub>寿、觴<sub>レ</sub>九行、謁者言、罷<sub>レ</sub>酒、御史執<sub>レ</sub>法拳<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>儀者<sub>レ</sub>輒<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>去、竟朝置<sub>レ</sub>酒、無<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>謹<sub>レ</sub>譁失<sub>レ</sub>礼者、於是高帝曰、吾乃今日知<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>皇帝之貴<sub>レ</sub>也、乃拜<sub>レ</sub>叔孫通<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>太常、賜<sub>レ</sub>金五百斤、

とあるのを、前漢高祖劉邦の「吾乃今日知<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>皇帝之貴<sub>レ</sub>也」という発言の文言まで意識して想起したもので、単に実経の漢籍の知識を物語るのみならず、この時代においても、即位儀から中国の元会を想起しているということがわかる点で重要と言える。

(20) 野田有紀子前掲論文にも指摘がある。

(21) この「東廊」を朝堂院龍尾壇下の東回廊ではなく、大極殿の東の回廊とすると、「奇怪」がより理解できるかもしれない。

(22) 拙著二九五〜二九六、三〇一頁。

(23) さらに同記には、以下のようにある。

入<sub>レ</sub>待賢、(割<sub>レ</sub>注略)春華、延政、(内<sub>レ</sub>弁休幕在<sub>レ</sub>春興殿東庇、懸<sub>レ</sub>新簾、砌<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>纈纈幔、仍<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>雜人往<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>為

「開<sup>レ</sup>之歟、予依<sup>レ</sup>便入<sup>ニ</sup>此門<sup>ニ</sup>」化徳門<sup>ニ</sup>等、昇南殿良外階<sup>ニ</sup>、

やや難解だが、記主が南殿の北東から昇殿するまでの道筋の記述である。問題は「仍<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>雑人往反<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>開<sup>レ</sup>之歟」であり、雑人の出入りのために(幔を)開いている、とも取れるし、逆に雑人が出入りして開いたりするので(幔を引いている)、とも取れそうである。いずれにせよ、内弁の休幕も、雑人の行き来の影響を配慮して設けられるに至っていたのである。

(24) 「順徳院御即位記」には、天皇が後房に還った後のこととして、「則<sup>ニ</sup>參<sup>ニ</sup>後房方、職事已下群集、無<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>于參入<sup>ニ</sup>、仍更於<sup>ニ</sup>御帳後幔内<sup>ニ</sup>休息<sup>ニ</sup>」とあって、雑人以外の「群集」でも足の踏み場がないような状態になることもあったと知られる。この場合には、天皇の周囲にかくも多数の近侍者が存在していることにも注意すべきであろう。

(25) 「御即位次第〔仁治度〕」(東山御文庫記録丙十四所収、『大日本史料』五一―四、二七一頁)。

(26) 回廊内の雑人については、この後も増えることはあっても減ることはなかったようで、「花園院御即位記」(延慶元年(一二〇八)花園天皇即位儀の記録)によると、東廊の休幕に入った内弁大臣に伺候するため、史以下の床子が東廊に設けられていたが、「雑人儕々之間佇立云々」とあって、多くの雑人がいたために立ったままでいたという。

(27) こうした「武士」の、即位儀における位置付けであるが、この史料に出てくるような者は、武士として特に実

質的な警備等に当たっていたのであろう。時代は下るが「称光院御即位記」(応永二十一年(一四一四)称光天皇即位儀の記録)などによれば、行幸の警備等にも武家が当たっている。ただ、今の本題とはいささか外れるが、いわゆる武士と即位儀の関係では、別の側面にも注意すべきである。すなわち、すでに平安時代には、いわゆる「武士」たちが即位儀では単なる警備ではない役割を負っていた。「後三条院御即位記」(治暦四年(一〇六八)後三条天皇即位儀の記録)によれば、衛門の儀仗の中には源義綱(頼義子)と同家宗(頼義弟頼清の子)が左衛門大夫尉二人としていた。この二人は、共に頼信の孫、いとこ同士に当たった。この時義綱は弓箭を帯びていたが、家宗は帯びていなかった。「御即位記」は、「義綱存<sup>レ</sup>尉雖五位<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>帶<sup>ニ</sup>弓箭、家宗五位不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>帶<sup>ニ</sup>弓箭、家宗失也」として、義綱の方が故実を知っていると判定している。さらに「御即位記」は、「又義綱已<sup>ニ</sup>帶<sup>ニ</sup>弓箭、理不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>着<sup>ニ</sup>武礼冠<sup>ニ</sup>、而着<sup>ニ</sup>武冠<sup>ニ</sup>失也」として、今度は義綱の失を指摘している。(ちなみにこの日は、いわゆる武士ではないが――左衛門佐橋為仲が祖父橋為義の装束を着る一方で、右衛門佐藤原良基はこれを新調した。)源頼信の孫といえは、「武士」の典型のように思われるだろうが、最近の武士論が明らかにしているごとく、彼らにも朝廷の儀仗としての役割があったのであり、しかも、上記のごとく非常に細かい点まで批評される場に立たされていたのである。むしろ、この立場は、第一義的には「武士」であることではなく、衛門尉であることからたまたまされるのだが、

衛門府の大夫尉であることはある時代の「武士」に取って目に見えない名譽であつただけではなく、こうした儀礼の場では明確に可視的な意味を持っており、それが即位儀で表象されることは重要である。

(28) あるいは、儀礼のある時点で一応規制なり会場整理を命じること自体が、特に時代が下るほど定例化しているのかもしれない。はるかに時代は下るが、別の事象の例として先にも挙げた「正親町院御即位畧次第」をもう一度引くと、

次関白率<sub>二</sub>公卿<sub>一</sub>見<sub>三</sub>正庁御装束<sub>一</sub>、

近代公卿不<sub>二</sub>相率<sub>一</sub>、

堂上堂下雜人仰<sub>二</sub>檢非違使<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>扨<sub>レ</sub>之

次関白下<sub>二</sub>休幕<sub>一</sub>有<sub>二</sub>饌事<sub>一</sub>

近代畧<sub>レ</sub>之、

とあつて、この書き方から推測すると、確かに実際雜人を扨うことが行われているのだろうが、それも作法の一環になつていと看取される。

(29) 野田有紀子氏前掲論文が前掲部類記所引「宇治左大臣記」から紹介しているように、近衛天皇の即位儀では、八省(朝堂院)西廊に棧敷まで設けられていた。

(30) 野田有紀子氏前掲論文も紹介している事例だが、建久二年(一一九一)十二月八日の後鳥羽天皇松尾杜行幸の見物がわずかであつたことについて『玉葉』は「王化之衰陵、可<sub>レ</sub>悲々々」と評している。即位儀の見物にしても、儀礼進行に支障が出るようならば規制されるものであると同時に、仮にこれがわずかであつたら、この『玉葉』

のような慨嘆を呼ぶのではないかとも思える。要する見物は、いなければ寂しく、王化の衰退すら感じさせるが、度が過ぎれば忌避され規制の対象になるという二律背反性を持つ。しかしこれは、現代のイベントに集まって見物する人々に対する主催者の態度でも同様のはずで、見物というものの本質に属すると言え、特に不思議なことではなからう。

(31) 行列や儀式における諸階層の見物については野田有紀子前掲論文、仁藤智子『都市王権』の成立と展開(『歴史学研究』七六八、二〇〇二年)など。また、勝田至『死者たちの中世』(吉川弘文館、二〇〇三年)第4章貴族の葬送儀礼(2)3葬式の後「野次馬たち」は、院政期の上皇・天皇らの葬儀に群がった雜人を紹介する。さらに、寛雅博「中世王権の周辺をめぐって」『思想』八九三、一九九八年は、こうした現象を踏まえた王権論として興味深い。とはいえ、これら諸業績でも、対象としている儀礼などが異なるので当然といえは当然だが、雜人見物が出現した時期や、その画期、あるいは規制の程度などについての認識はすべてが一致しているわけではなく、今後検討が必要であらう。

(32) 『年中行事絵巻』などでも、儀礼に参加する、あるいは見物する高位者の隨身とおぼしき人物は多く見えるが、即位儀の場合特に、朝堂院の回廊に設けられる儀礼参加の各役の休幕に注目する必要がある。たとえば、撰関の休幕については、『兵範記』久寿二年(一一五五)十月二十六日条(後白河天皇即位儀)に指図が付されている

(史料大成本でも翻刻されているのでご参照願いたい)。これと同記本文をあわせ見ると、基本的には昭慶門東の回廊の流用だが、昭慶門東嘉喜門西(後述の『中右記』では崇徳天皇即位儀の忠通は嘉喜門西掖にいたと記されているが、これと、諸記に多く見える昭慶門東とは同じことを指しているわけである)に、五間に及ぶ本体部分があり、撰関の御座はもちろん、公卿座、殿上人座、近習人座、前駟座等を持つ堂々たる施設である。しかも、嘉喜門の東には贄殿、行事所、政所、御隨身所が付属している。本体部分の諸座が、休幕での饗の場となることは言うまでもない。撰関は、ある時代からは高御座に、また大極殿上東幔外に、また小安殿に座を持っていたが、これらで行われる天皇への奉仕の背景に、家政機関の出先のような休幕を持っており、多くの家司が立ち働いていたのである。彼らは、いわば二次的には参加者であり、状況によっては見物者であった。

『吏部王記』天慶九年(九四六)四月二十八日条(村上天皇即位儀)では、記主重明親王の娘麗子女王が褰帳命婦であったので(親王自身も殿上侍従の役を持っていた)、その出立の様子がわかるが、車八両が従い、従女十二人、童女四人、下仕四人というかなり大規模な一行である。彼らは、大極殿東軒廊北面、東福門以東に休幕を設け、東廊内幕北四間を倉所とした。重明親王自身は昭訓門の外に休幕を設けていたが、理髪に奉仕する命婦の名が見えている。他人の休幕を借りたり、官司の建物を流用したりすることもあるので役を持つ者全員が個別に休幕を

設けていたとはいえないが、内弁以下の休幕に奉仕する者の数は少なくなかったことは疑いない。やや時代は下るが、『中右記』保安四年(一一三三)二月十九日条(崇徳天皇即位儀)には、

殿下御宿所嘉喜門西掖、南北面共懸簾、南砌引幔、太政大臣宿所昭訓門南掖、(東面)褰帳命婦宿所左右昇廊北面各三間、女房打<sub>レ</sub>出衣、下仕三人取<sub>レ</sub>几帳、童女二人加<sub>レ</sub>初三装束、一人取<sub>レ</sub>火取、一人ハ取<sub>レ</sub>茵、上下之間相従、敷<sub>レ</sub>筵道也、右府西廊西有<sub>レ</sub>宿所、自余人々宣<sub>レ</sub>便宜所<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>休息所也、

とあつて、細部は『李部王記』と異なるが、帳の従者の具体的職務がわかる。また、この記述からは、撰関、内弁などだけでなく、多くの休息所が設けられていた様子がわかる。ほかにたとえば、『兵範記』保元三年(一一五八)十二月二十日条(二条天皇の即位儀)には「下官於<sub>レ</sub>殿下休幕<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>便宜、密々所<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>也、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>後例也」とあり、また、『山槐記』永万元年(一一六五)七月二十七日条(六条天皇即位儀)には「予被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>右方侍従、八省西廊着<sub>レ</sub>諸司<sub>レ</sub>宿所(割注略)、然而有<sub>レ</sub>事煩<sub>レ</sub>之上、近代多自里亭着<sub>レ</sub>装束<sub>レ</sub>参入云々、且保元故按察(重通)大納言如<sub>レ</sub>此、仍自<sub>レ</sub>蓬屋<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>礼服<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>参入也」とあつて、他人の休幕を借りたり、自宅で着替えをしたりして、することも時代と共に多くなってきたようだが、しかしそれが本来ではないと強調されているほどに、主立った役のある者は、独自の休幕を仕立てることが、十世紀以降即

位儀元来の作法だったのである。たとえば『山槐記』治承四年（一一八〇）四月二十日条（安徳天皇即位儀）には、

礼服公卿休所

左大臣、〔春興殿、〕 三条大納言、〔同所、〕

中御門大納言、〔春花門陣座、〕

皇后宮大夫、〔一本御書所、〕

右衛門督、

左兵衛督、

左大弁、

三位中将、〔左府同所、〕

藤宰相、〔中御門大納言同所、〕

とあり、やはり「間借り」も多いものの、休幕設置の実態を伺わせる。これらは文字通り待機・休息の場であることが第一義だろうが、隨身クラスの職務や見物の拠点でもあったことだろう。従来見物等の拠点としては棧敷が注目されているが、休幕や休息所と記されている施設についてもより注意する必要がある。

ところで、この諸休幕は、酒食の舞台ともなった。撰関の休幕における儀礼後の饗については先に触れたが、たとえば右の『山槐記』治承四年（一一八〇）四月二十日条（安徳天皇即位儀）には、「事了於左府休幕有盃酌」ともある。この時、内弁大臣もその休幕で酒食を振舞ったことが諸記に見える。また、『吏部王記』によれば、天慶九年（九四六）の村上天皇即位儀の後には、左侍従重明親王の休幕に膳が設けられ、諸大夫にも酒餞が出ているし、彼の娘褰帳麗子女王の幕でも膳が設けられて従女らに食が給されている。ここで酒食を振舞われる諸大

夫や従女は「雑人」「群庶」の主体ではなく、無秩序に群居していた存在でもないというのが本稿の推測だが、彼ら彼女らも、広い意味での（朝堂院内部だけでなく行幸とを含めたという意味での）儀礼を見ていたであろうこととはもちろんである。

(33) 三条家本「御即位部類記」所収「口筆」。

(34) なお、この際には、忠親の子息二人近衛少将として儀礼に参加し、帰ってから父にその日の次第を詳細に伝えている。

(35) 後深草天皇の即位行幸に見られるように（『資季卿記』などによる）、院（この時は後嵯峨院）だけではなく、元・前撰関（この時に見物に出たのは禅閣九条道家）の見物も行われるようになった。

(36) 『続群書類従』第十輯下、清原頼業の記。

(37) 末松剛氏のご教示による。

(38) 仁藤智子前掲(32)論文。

(39) 野田有紀子前掲論文。

(40) 田島公氏は、伴・佐伯氏など、「代替り」の儀式に奉仕した氏に対する「氏爵」を解明した。これらの氏が没落したあとには、「氏爵」の授与は、その維持・継続のためともなり、ひいては、「代替り」儀式に関連した行事の継続にとって不可欠なものとなったことを指摘された（田島公「氏爵」の成立」『史林』七一―一、一九八八年）。本稿でいうAの範囲の体裁を維持するための措置と表現できよう。

(41) たとえば、長和五年（一〇一六）の後一条天皇即位儀

では、正月十三日に、左大臣道長から内々に褰帳命婦内定者に通知をした。ところが「不<sub>レ</sub>合由」返事があったので、道長は、「従<sub>レ</sub>家各絹百匹・米百石」の援助をした。このように、有役者の負担を援助し支えるのは公的な支給システムではなくなりつつあった。

(42) 拙著第二部第五章「十<sub>二</sub>世紀の『讓国儀』と先帝没後の剣璽渡御」参照のこと。

〔付記〕本稿は、二〇〇二年歴史学研究会古代史部会大会報告「平安期における王権の展開」への「コメント」後半部分を基にしている。当日の発表者神谷正昌氏・仁藤智子氏はじめ、準備報告会や大会当日の議論から非常に多くの示唆を受けた。両氏および歴史学研究会古代史部会に深く感謝したい。